

建築士法第22条の3の3の規定に基づく書面

委託者及び受託者は、建築士法第22条の3の3に基づき、本書面（別記）及び別冊の契約書（約款及び仕様書を含むものとし、以下「契約書」という。）により確認し、履行するものとする。

件名 _____

契約日 平成 年 月 日

委託者 東京都 印

受託者 住所 氏名 印

- 1 対象となる建築物の概要
契約書による。
- 2 委託業務の種類、内容及び実施方法
契約書による。
- 3 委託業務の実施期間
契約書による。
- 4 設計業務において、作成する成果物等（成果図書及びその他の成果物。建築士法第2条第6項に規定する設計図書を含む。）
契約書による。
- 5 工事監理業務において、工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法
契約書による。

6 受託者の建築士事務所登録に関する事項

建築士事務所の名称： _____
所在地： _____
区分(一級、二級、木造) (_____) 建築士事務所 (_____) 知事登録第 _____ 号
開設者の氏名又は法人名称： _____
開設者が法人の場合はその代表者の氏名： _____

7 設計・工事監理に従事することとなる受託者登録の建築士事務所所属の建築士・建築設備士

【氏名】： _____
【資格】 (_____) 建築士【登録番号】 (_____)
【氏名】： _____
【資格】 (_____) 建築士【登録番号】 (_____)

(建築設備の設計に関し意見を聴く者)
【氏名】： _____
【資格】 建築設備士【登録番号】 (_____)

設計に従事することとなる建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にはその旨の記載が必要。

- 8 設計・工事監理の一部の再委託先（協力事務所）
委託者の承諾を得た「技術者及び協力会社」による。
- 9 契約金額（業務報酬）の額及び支払の時期
契約書による。
- 10 契約の解除に関する事項
契約書による。